

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

■計画策定の背景及び趣旨

わが国では、2019(令和元)年10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、国民の約4人に1人が高齢者となっています。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが想定されています。また、高齢者介護を支える人材の確保については、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年以降現役世代の減少が顕著となり、大きな課題となっています。

こうした中、2025(令和7)年、更にはその先の2040(令和22)年を見据えた介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

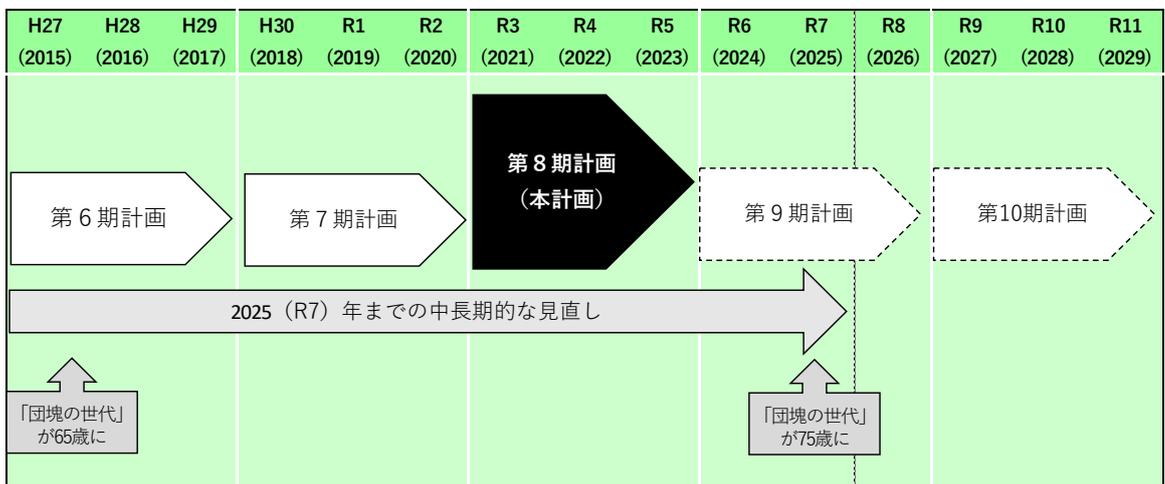
このため、今回の第8期計画(以下「本計画」という。)では、第7期計画の取組みを承継しつつ、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

■計画の位置づけ

この計画は、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策も包含した高齢者施策の総合的な計画として策定します。策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしています。

■計画の期間

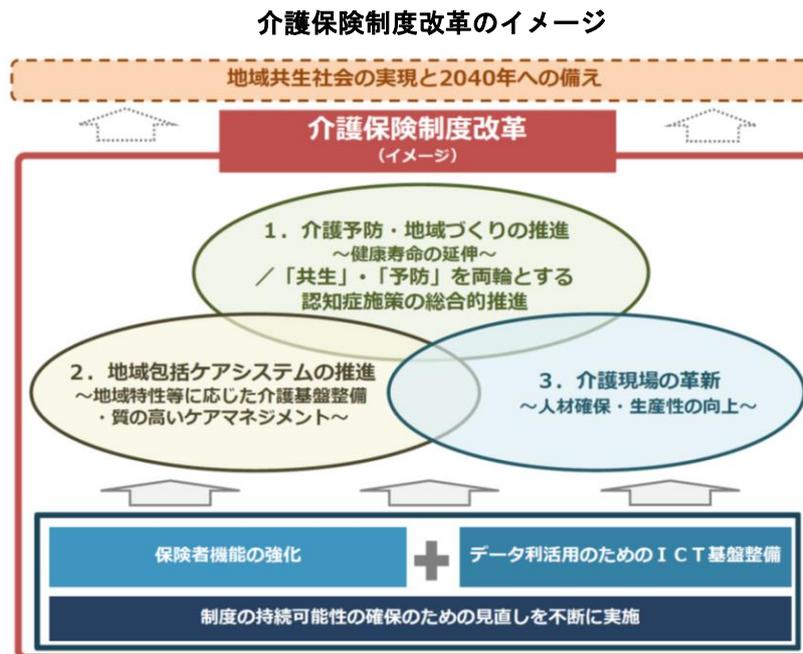
この計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3か年を計画期間としています。



■介護保険制度の見直しのポイント

今回の介護保険制度の見直しでは、地域共生社会の実現と2040(令和22)年への備えとして、「1. 介護予防・地域づくりの推進／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進」、「2. 地域包括ケアシステムの推進」、「3. 介護現場の革新」を3つの柱とする考え方が示されています。

この3つの柱については、相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられ、この3つの柱を下支えする改革として、「保険者機能の強化」「データ利活用のためのICT基盤整備」「制度の持続可能性確保のための見直しを不断に実施」などの取組みが示されています。

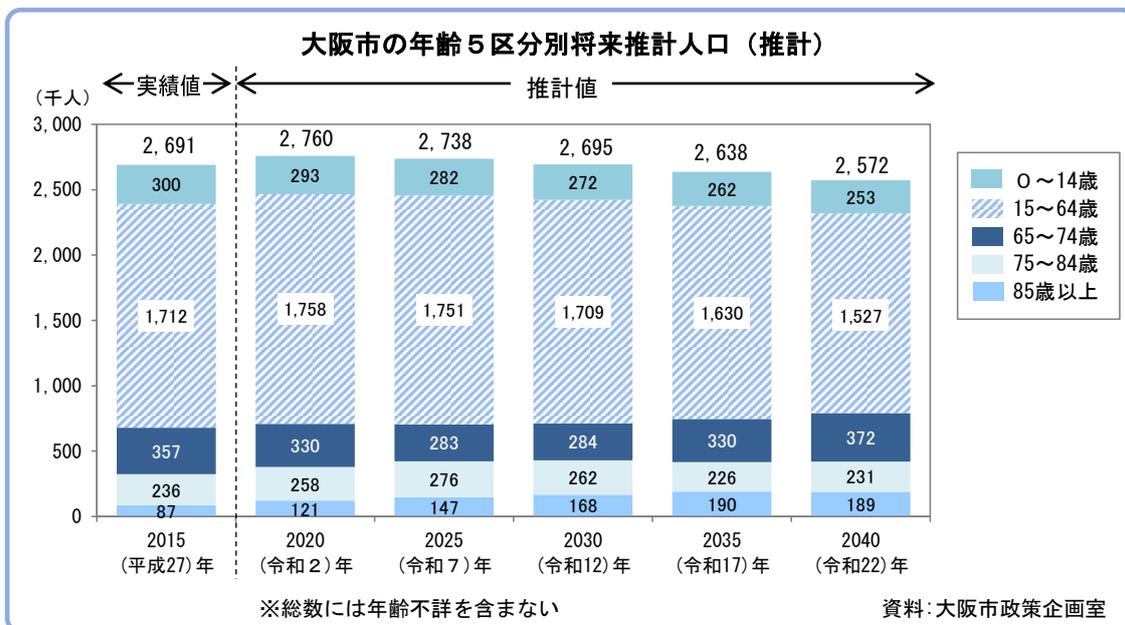


資料：厚生労働省

2 大阪市の高齢者の現状と将来推計

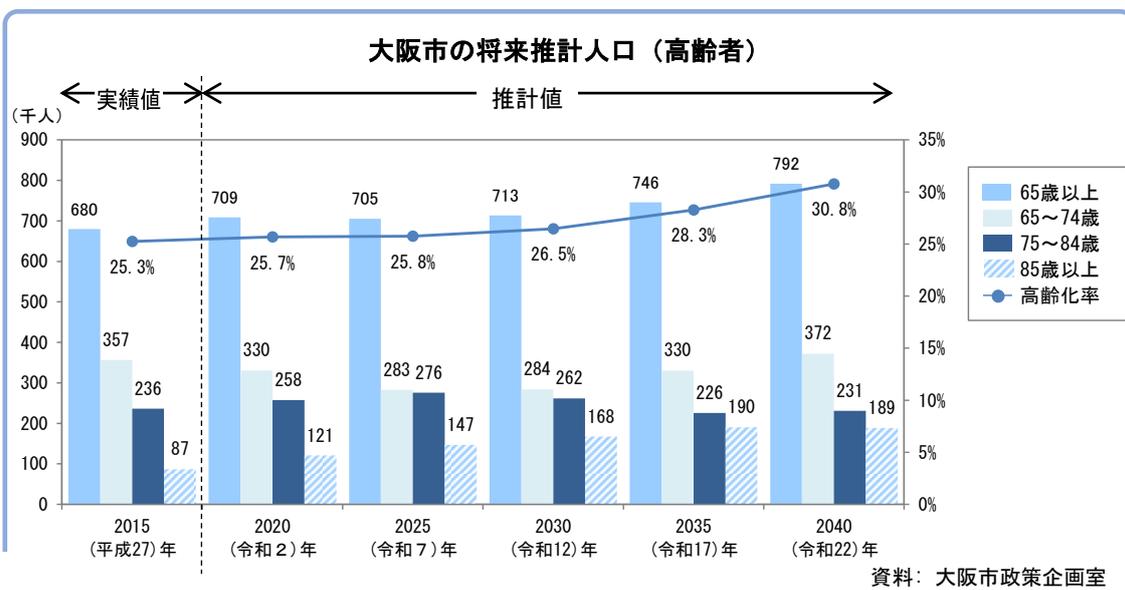
●将来推計人口

大阪市の総人口は、2015(平成27)年から2020(令和2)年頃を境に人口減少局面に向かい、将来の人口構成比をみると、少子高齢化の進行が予測されます。



●今後の高齢化率の推移

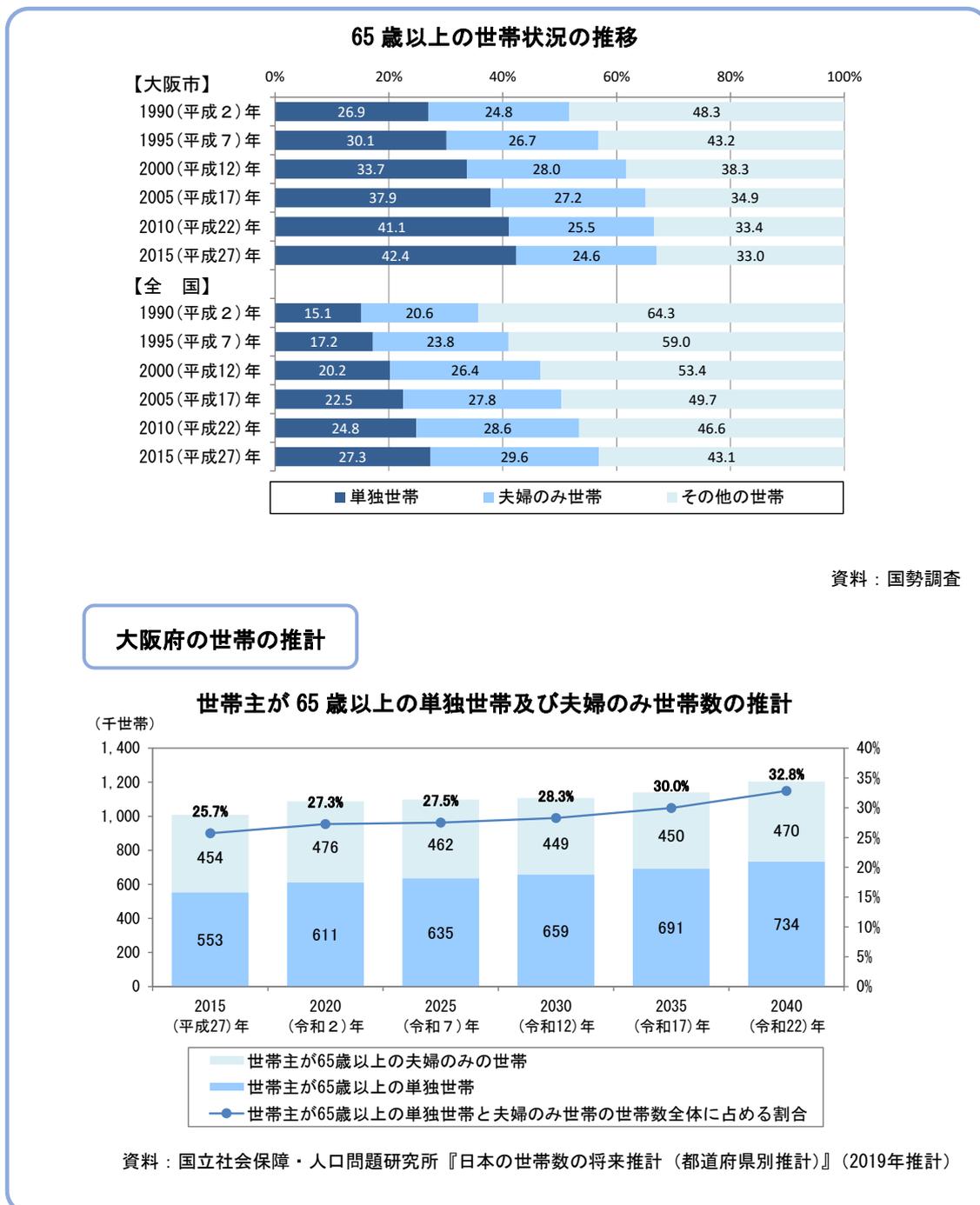
高齢者人口については、65～74歳人口が、2015(平成27)年から2025(令和7)年まで、いったん減少する傾向がみられますが、2030(令和12)年以降は再び増加に転じます。75歳以上人口は「団塊の世代」がすべて75歳となる2025(令和7)年まで急激な増加が続き、その後は減少に転じると予測されています。



●高齢者世帯の状況（将来推計含む）

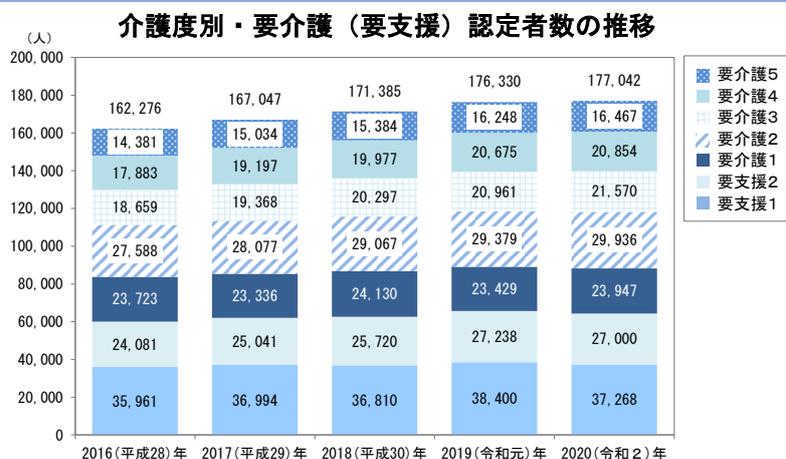
高齢者を含む世帯のうち「ひとり暮らし」世帯が占める割合は、全国に比べて高い割合となっています。

今後の大阪府の世帯数の推計からみると、ひとり暮らし高齢者世帯もしくは高齢者夫婦のみの世帯が、今後も増加することが予測されます。

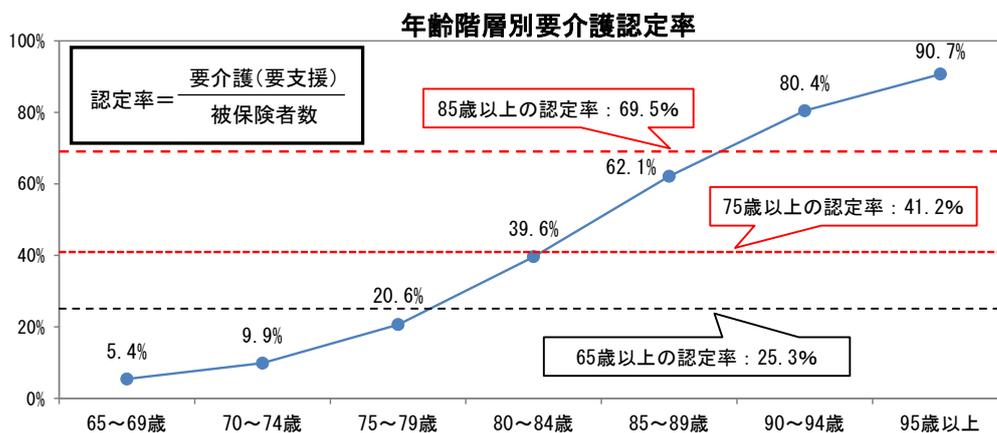


●要介護（要支援）認定者数の推移及び認定率

要介護認定者数について近年の推移をみると、全国同様、年々増加しています。また、高齢になるほど要介護（要支援）認定率の割合は高くなり、75歳以上の認定率は4割を超え、85歳以上では、7割近くとなっています。



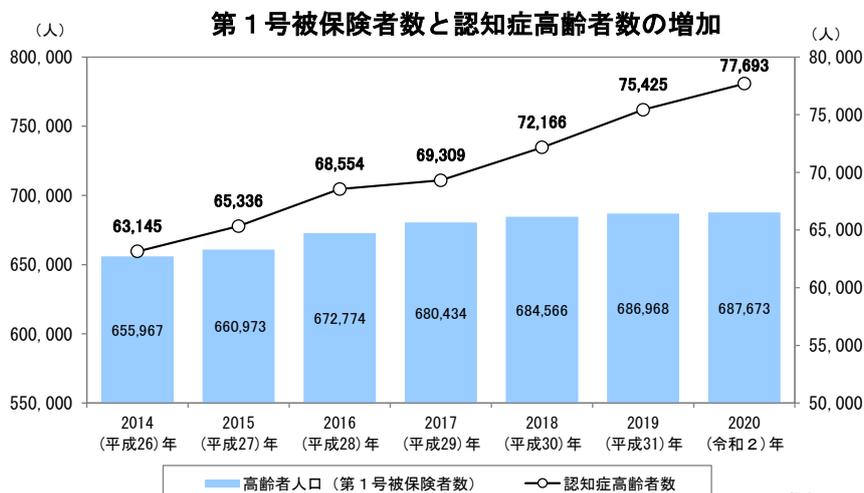
資料：大阪市福祉局（各年3月末）



資料：大阪市福祉局（2020(令和2)年3月末）

●認知症高齢者数の推移

要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方については、2016(平成28)年の68,554人から2020(令和2)年の77,693人に増加しています。

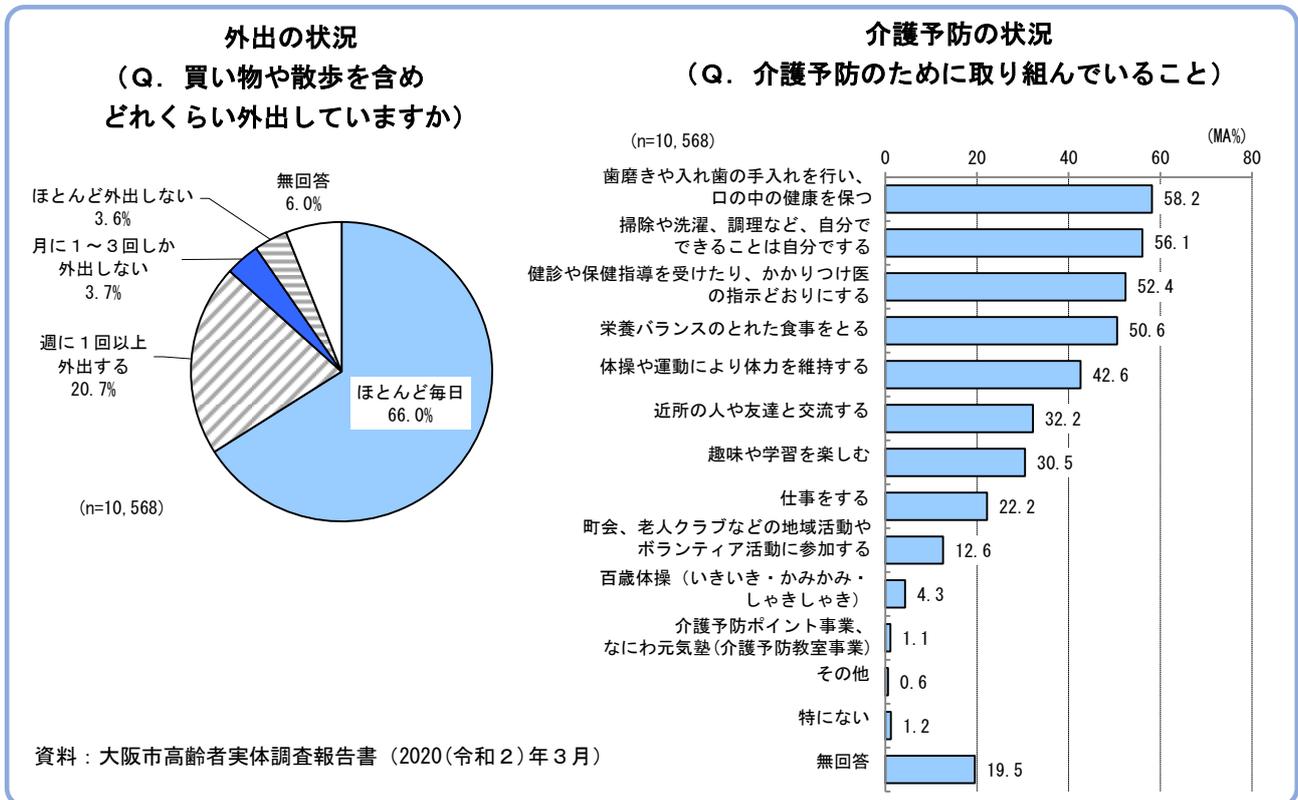


資料：大阪市福祉局

大阪市高齢者実態調査（本人調査）結果より

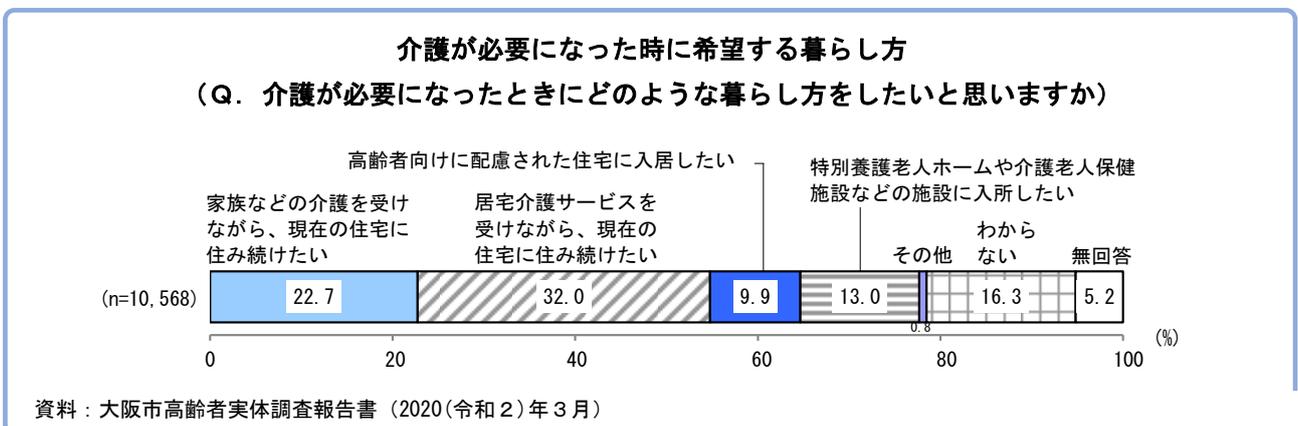
●高齢者の外出の状況及び介護予防の状況

高齢者実態調査によると、外出頻度については「ほとんど毎日」と答えた割合が66.0%となっています。介護予防の取組みについては、「歯磨きや入れ歯の手入れを行い、口の中の健康を保つ」「掃除や洗濯、調理など、自分でできることは自分でする」の割合が5割台後半となっています。



●希望する暮らし方について

介護が必要になった時に希望する暮らし方については、「居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」（32.0%）と「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」（22.7%）を合わせると5割強の人が『現在の住宅に住み続けたい』と回答しています。



3 高齢者施策推進の基本方針

■施策推進の基本的な考え方

- 「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更にはその先の2040(令和22)年の社会を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進します。
- また、高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる取組みを推進します。

■施策推進の基本方針

本計画では、上記の考え方をもとに、次の4点を基本方針とします。

1. 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

2. 個々人の意思を尊重した生活の実現

生活環境や心身の状況等に応じて、できる限り住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

3. 安全で快適な生活環境の実現

高齢者が社会の一員として住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

4. 利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

■本計画における取組み方針

「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取組みを一層強化するとともに、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

また、高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取り組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、2020(令和2)年に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と2040(令和22)年の備えとして、以下の取組みが示されており、大阪市においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

(1) 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- ・ 通いの場の拡充等による介護予防の推進
- ・ 地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の総合的推進

(2) 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・ 質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- ・ 医療介護連携の推進

(3) 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

(4) 保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化

(5) 地域ケア会議の課題の検討

(6) 災害・感染症発生時の体制整備

(7) 関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

本計画では、高齢者施策推進の基本方針に基づき、上記の取組みを踏まえ、次の5つの重点的課題に向けた取組みを推進します。

4 高齢者施策の体系

【基本方針】

【重点的な課題と取組み】

【個別の施策】

【具体的施策】

- 1. 健康でいきいきとした豊かな生活の実現
- 2. 個々人の意思を尊重した生活の実現
- 3. 安全で快適な生活環境の実現
- 4. 利用者本位のサービス提供の実現

高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

認知症施策の推進

介護予防・健康づくりの充実・推進

地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

高齢者の多様な住まい方の支援

- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）
- ・ 地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）
- ・ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実
- ・ ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）
- ・ 権利擁護施策の推進
- ・ 普及啓発・本人発信支援
- ・ 予防
- ・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ・ 介護予防・重度化防止の推進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・ 高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ・ ボランティア・NPO等の市民活動の支援
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ・ 生活支援体制の基盤整備の推進
- ・ 介護給付費等対象サービスの充実
- ・ 介護保険サービスの質の向上と確保
- ・ 介護人材の確保及び資質の向上
- ・ 在宅支援のための福祉サービスの充実
- ・ 多様な住まい方の支援
- ・ 居住の安定に向けた支援
- ・ 施設・居住系サービスの推進
- ・ 住まいに対する指導体制の確保
- ・ 災害・感染症発生時の体制整備

高齢者に関わる保健福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る各施策について、具体的な施策を推進します